

京都市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（以下「法」という。）、法に基づく命令その他別に定めがあるもののほか、公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令（以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2（5,000平方メートル以上の敷地面積を有する都市公園にあつては、100分の4）とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

(指定管理者による管理)

第2条 本市が管理する公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）で有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）が設置されている公園（以下「有料公園」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園の供用に係る業務
- (2) 有料公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日)

第2条の2 伏見桃山城運動公園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開園時間 午前6時から午後9時まで

休園日 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(行為の制限)

第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定管理者に管理を行わせる有料公園にあつては、当該指定管理者。以下この条、第6条、第7条第1項及び第12条の2において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、前条第1項又は第3項の規定による許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。

- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止及び制限)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、または制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めたとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前各号のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき公益上特に必要と認めたとき。

(有料公園施設の使用の許可及び供用日等)

第7条 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、金銭投入装置により使用料を納入して使用するときは、この限りでない。

2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、当該指定管理者が管理する有料公園施設の供用日及び供用時間を変更することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の種類、構造及び数量

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法

ク 工事の着手及び完了の時期

- ケ 公園の復旧方法
- コ その他市長が定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長が定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が定める事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) その他市長が定める事項

(保証人及び保証金)

第9条 市長は、法またはこの条例の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証人を立てさせ、または市長が定める保証金を納付させることができる。

(使用料)

第10条 法またはこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる額の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

(延滞金)

第11条 市長は、前条の規定による使用料を納期限までに納付しない者に対しては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該金額に、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が使用を開始する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(2) 使用者が災害その他の不可抗力により許可に係る行為を開始し、又は継続することができなくなったとき。

(3) 法第27条第2項又はこの条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらに規定する必要な措置を命じたとき。

(特別の設備)

第12条の2 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復もしくは公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例もしくはこの条例の規定に基づく規則またはこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可につけた条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることが

できる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全または公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、または使用させることはできない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第17条 第13条第1項または第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

第18条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(権限の代行に伴う措置)

第19条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行なう者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 京都市公園使用条例は、廃止する。

(検討)

- 3 本市は、第1条の2及び第1条の3第2項の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、

本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定及び附則第3項の規定は同年6月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表3の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第10条関係)

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分			使用単位	単位期間	使用料
公園施設 の 設置 の 使用	土地	公園施設	1平方メートル	1月	円 385
		仮設の公園施設		1日	115
	水面	遊船	1隻	1月	4,240
		船着場	1平方メートル		115
公園施設の管理				1日	425

2 公園を占用し，又は利用する場合

区分		使用単位	単位期間	使用料	
電柱，その支柱その他これらに類するもの		1本	1年	円	
				3,400	
電線		1メートル		480	
変圧塔		1基		3,100	
鉄塔		1平方メートル		3,100	
地下埋設物	管路	1メートル		2,000	
	その他のもの	1平方メートル		2,000	
公衆電話所		1基		3,100	
標識		1本	2,500		
工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートル	1日	115	
興行，競技会，集会， 展示会，博覧会その他	京都市梅小路公園ステ ージ	1面	1時間	1,500	
	他これらに類する催 し	1平方メートル	1日	115	
業として行う写真撮影		1回	1時間	3,220	
業として行う映画撮影				6,550	
その他の占用又は利用		市長が定める。			

3 有料公園施設を使用する場合

区分	使用単位	単位期間	使用料	
			ア	イ
野球場	1面	1時間	円	円
			3,300	2,500
球技場			3,500	2,500
運動場			2,600	2,000
ソフトボール場			2,600	2,000
テニスコート			2,000	1,600
バレーボールコート			1,700	1,300

付 属 設 備	有料ロッカー	1個	1月	2,000
		1個1回	1日	100
	温水シャワー設備	1室	1日	4,500
			1時間	1,500
		1個1回	4分	200
	夜間照明設備	1面分	1時間	2,000
	電源	1箇所		300
	拡声機	1台		600
	スコアボード	一式		200

- 備考1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。
- 3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。
- 4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。使用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。
- 5 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合について、イ欄はその他の日に使用する場合について、それぞれ適用する。
- 6 有料公園施設（付属設備を除く。）を運動競技以外の目的に使用する場合における使用料は、別表3に掲げる額の2倍に相当する額とする。